

障害のある学生の修学・就職支援促進事業委員会 委員長所見

このたび、障害のある学生の修学・就職支援促進事業委員会は、本年5月に申請のあった事業に関して審査を行い、2件を採択することとした。

選定された2件の事業は、先進的な取組や知見を持つ大学等が中心となり、これまで構築してきたネットワークを活かし、国公立大学や関係機関等が参加・連携する広域的なプラットフォームを形成している。また、教職員の基本的な理解啓発から高度な専門的プログラムまで、幅広く障害学生支援に関する研修等により、高等教育機関全体における障害学生支援の一層の充実が見込める取組となっている。

今回選定された事業においては、委員会が求めた改善に関する意見については着実に対応し、計画を確実にかつ迅速に実行していただきたい。また、特に事業を実施する上では、

- ・大学等との連携において、特定の大学等や地域に限定することや、支援の取組内容が偏ることなく、全国の地域で行き届いた支援が実施できるよう、それぞれの事業の役割を明確にし、取組を実施すること。
- ・各地域の行政機関や労働・福祉機関、民間企業等の社会資源を含めた地域ごとのネットワークの形成に資すること。
- ・中小規模の大学等も含めた高等教育機関全体における体制整備の促進や、専門的知識を有する障害学生支援人材の育成が図られるよう、相談対応やコンサルティングなどを行い、高等教育機関全体の底上げに寄与すること。
- ・事業を効果的に実施していくために申請代表校を中心としたマネジメント方針や連携校や参加機関の役割を明確にし、連携体制を強化すること。
- ・長期的な観点で、全国の障害学生支援体制の強化に寄与できるよう、補助期間終了後も自主的にプラットフォームを維持・拡大できるような体制を整備すること。
- ・補助金を適正に管理し、執行すること。

をお願いしたい。

障害者差別解消法の改正により私立大学等を含む全ての大学等において合理的配慮の提供が義務化されたことや、近年の障害学生の増加を背景に、先進的に障害学生支援を行っている大学等を中心に取組は進んできているものの、国公立の大学等や地域等の中で障害学生支援の取組の格差が広がっているとの指摘もなされている。

このため、選定された取組に関係する大学等においては、より多くの大学等や関係機関が連携するプラットフォームを形成していくことで、中小規模の私立大学等を含めた全ての大学等における障害学生支援の取組を更に充実させていくための一翼を担うものだという自覚と気概の下、取組を全力で進めていただきたい。これにより、多様な学生一人一人の特性や希望、状況を踏まえたきめ細かな学生支援の更なる充実が高等教育機関全体として図られることを期待している。

さらに、大学等が学生を第一に考え、障害のある学生が、他の学生と平等に「教育を受ける権利」等を享有・行使することができる環境を実現することは、大学等としての魅力や価値を高めるための重要な要素となる。本事業を通じて、選定大学のみならず全ての大学等において、役員や管理職を含めた全ての教職員がこのことを認識し、障害学生支援の取組をより一層推進することにも期待したい。

令和6年6月25日

障害のある学生の修学・就職支援促進事業委員会委員長

柏倉 秀克